

## 10月は土地月間です

10月は、土地に関する様々な普及啓発活動を行う「土地月間」です。一定面積以上の土地取引を行った場合、国土利用計画法に基づき、権利取得者（譲受人）は、契約締結日を含めて2週間以内に、都市計画課に届出を行う必要があります。

### ▶届出の必要な面積

市街化区域 2,000㎡以上、市街化調整区域 5,000㎡以上

### ▶届出の必要な取引

売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権、賃借権の譲渡または設定など（農業委員会に届出した農地の売買などは除く）

### ▶届出期限

契約締結日を含めて2週間以内

※詳細は都市計画課までお問い合わせください。

☎ 谷和原庁舎都市計画課（内線 5104）

## 相続登記の申請の義務化について

令和6年4月1日から、相続（遺言による場合を含みます）によって不動産の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請が必要になります。なお、令和6年4月1日時点で相続登記をしていない不動産を所有する方は3年間の猶予期間が設けられています。

詳しくは、水戸地方  
法務局ホームページ  
をご覧ください。

☎ 水戸地方法務局不動産登記部門

☎ 029 - 221 - 5130（平日：午前8時30分から午後5時15分まで）



## 茨城県農業経営士に認定されました

本市で、水稻と人参・大根など露地野菜の農業経営をしている東郷直樹さんが、茨城県農業経営士として新たに認定され、小田川市長を表敬訪問されました。

農業経営士は、地域で模範的な農業生産を行い、農業の担い手育成と農業の振興に地域のリーダーとして貢献してくれる方を茨城県が認定しています。

東郷さんは、若手農業者の育成指導や、地域農産物のブランド化に向けた活動、小学生を対象とした食育活動にも取り組むほか、青年農業者の団体である、つくばみらい市マスターズの会長としても、市との連携事業に協力するなど、つくばみらい市の農業の発展に向けて積極的に活動しています。

東郷さんは「農業経営士として、農業の現場の声を市だけでなく茨城県にも提言し、若手の農業者に対する育成指導も広域的に協力していきたいです」と話してくれました。



とうごうなおき 東郷直樹さん（写真左）と小田川市長（写真右）

☎ 谷和原庁舎産業経済課（内線 3108）



## 公園はマナーを守って、気持ちよく利用しましょう

公園は、子どもからお年寄りまで多くの人が憩う場所です。自分では気付かなくても、ほかの人には迷惑になることがあります。相手のことを考えて公共の場所でのマナーをしっかりと守り、気持ちよく利用しましょう。

### ■公園施設の利用

○ベンチや水飲み、手洗い場、遊具などの公園施設は大切に使用し、トイレはきれいに使いましょう。

○落し物や忘れ物に注意しましょう。

○遊具を使用するときは小さなお子さんには必ず保護者が付き添い、目を離さず正しい遊び方をしましょう。

○ゴミは必ず持ち帰りましょう。

### ■ボール遊び

○近隣住宅や周囲の公園利用者などの迷惑とならないよう、注意しましょう。

### ■公園の駐車場利用

○公園利用目的以外で、公園に駐車するのはやめましょう。

○路上駐車は危険なので、絶対にしないようにしましょう。

### ■犬の散歩

○市内で犬の散歩ができる公園は、①みらいの森公園 ②絹の台桜公園 ③福岡堰さくら公園 ④みらい平さくら公園 ⑤みらい平どんぐり公園の5カ所のみです。これらの公園では、許可を受けることで犬の散歩をすることができます。公園のルールを守って散歩しましょう。

### ■新型コロナウイルス感染症対策

感染症対策のため、次のことに注意しましょう。

○体調が悪いときは利用を控えてください。

○すいている時間・場所を選んで利用しましょう。

○人との距離を十分にあけて遊びましょう。

○家に帰ったら、うがい、手洗いをしっかりとしましょう。

☎ 谷和原庁舎都市計画課（内線 5104）